

多量排出事業者のための手引書 (平成 23 年 9 月 20 日高知県環境対策課 改訂)

【多量排出事業者について】

多量排出事業者とは、事業活動に伴い多量の（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で、下表に示すとおり前年度の発生量が一定量以上の排出事業者です。

多量排出事業者は、（特別管理）産業廃棄物処理計画書（以下「計画書」という。）を作成して提出した後、翌年度には（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書（以下「報告書」という。）を作成し、提出するようにしてください。

例えば、平成 22 年度に多量排出事業者に該当した場合、平成 23 年 6 月 30 日までに計画書を提出し、翌年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに報告書を提出する必要があります。

（高知市内を除く県内で事業場を有する方が対象）

区 分	前年度の発生量	様 式	提出期限
産業廃棄物 多量排出事業者	1,000トン 以上	産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の八)	当該年度の 6月30日まで
		産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の九)	当該年度の翌年度の 6月30日まで
特別管理 産業廃棄物 多量排出事業者	50トン 以上	特別管理産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の十三)	当該年度の 6月30日まで
		特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の十四)	当該年度の翌年度の 6月30日まで

【様式】

- 1 産業廃棄物処理計画書
 - 2 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
 - 3 特別管理産業廃棄物処理計画書
 - 4 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書
- *様式については高知県ホームページ参照：申請届出様式ダウンロードサービス「廃棄物」
(<http://web2.pref.kochi.jp/~sinsei/top.htm>)

*記入例及びエクセルファイルの様式を追加しました。

【法改正による平成 23 年度からの変更点】 **重 要**

- 1 計画書及び報告書の様式が新たに定められ、電子ファイル（電子メール又は CD-ROM 等）での提出が可能となりました。
また、（特別管理）産業廃棄物処理計画は、環境省の定める計画書の様式で提出をお願いします。
- 2 計画書及び報告書は、県ホームページで公表しますので、会社印及び代表者印等の記載はできる限り省略するようにしてください。ただし、提出された計画書及び報告書については、公表されることを前提に作成されたものとして全て公表することとします。
- 3 計画書及び報告書について、提出しない場合又は虚偽記載をした場合には、罰則として 20

万円以下の過料が適用されます。

【提出先】

高知県林業振興・環境部環境対策課あてに原則として電子メールで提出をお願いします。

なお、当該メールを受信した場合、受理した証としましてその旨を返信させていただきます。

1 電子メールの場合（エクセルファイル、ワードファイル又はPDFファイルを添付）

○メール：030801@ken.pref.kochi.lg.jp

○件名欄：「多量排出事業者計画書」又は「多量排出事業者報告書」

○ファイル名：「事業者名」

2 CD-ROM 等の場合（郵送等）

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52 高知県環境対策課

【計画書及び報告書の留意事項】

計画書等に示す用語、廃棄物の種類、記載事項及び提出方法等については、別添の質疑応答集を参考にしてください。

なお、質疑応答集については、あくまでも当課の例示・見解を示しているものです。

【公表について】

計画書及び報告書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項又は第12条の2第12項の規定により、平成23年10月1日以降に県ホームページで公表していきます。

なお、公表期間は原則として次項に掲げるとおりとします。

1 計画書については、提出期限6月30日の次の日から起算して2年間を公表期間とします。

2 報告書については、提出期限6月30日の次の日から起算して1年間を公表期間とします。

（例）

平成23年度に多量排出事業者該当し、平成24年6月30日までに当該事業者が平成24年度に係る計画書を提出し、平成25年6月30日までに報告書を提出した場合には、当該計画書は平成24年7月1日から平成26年6月30日までの2年間公表し、当該報告書は平成25年7月1日から平成26年6月30日までの1年間公表した後、平成26年7月1日以降に公表しないための処理を遅滞なく行います。